

社会福祉法人かりがね福祉会

定 款

昭和53年 7月31日 認可
昭和54年 5月22日 届出
昭和60年 7月 2日 変更認可
昭和62年10月 6日 変更認可
平成 4年10月 2日 変更認可
平成 5年 4月 1日 変更認可
平成 6年 7月 1日 変更認可
平成 7年 5月 9日 変更認可
平成 8年 9月 9日 変更認可
平成10年11月30日 変更認可
平成11年 4月28日 変更認可
平成12年 2月16日 変更認可
平成13年 4月 5日 変更認可
平成14年11月13日 変更認可
平成15年11月 4日 変更認可
平成16年 6月30日 変更認可
平成16年10月12日 変更認可
平成17年 1月28日 変更認可
平成17年12月13日 変更認可
平成18年 4月11日 変更認可
平成18年10月30日 変更認可
平成20年 5月30日 変更認可
平成20年 8月20日 変更認可
平成21年 3月19日 変更認可
平成22年 3月 1日 変更認可
平成23年 9月16日 変更認可
平成24年10月19日 変更認可
平成25年12月 5日 変更認可
平成26年 6月20日 変更認可
平成28年 9月20日 変更認可
平成29年 1月20日 変更認可
平成29年 7月 5日 変更認可
平成29年10月11日 変更認可
平成30年 7月18日 変更認可

社会福祉法人かりがね福祉会定款

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第 1 種社会福祉事業

イ 障害者支援施設の経営

(2) 第 2 種社会福祉事業

イ 障害福祉サービス事業の経営（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、就労継続支援 B 型、共同生活援助）

ロ 一般相談支援事業の経営

ハ 特定相談支援事業の経営

ニ 障害児相談支援事業の経営

ホ 移動支援事業の経営

ヘ 地域活動支援センターの経営

ト 放課後等デイサービス事業の経営

(名称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人かりがね福祉会という。

(経営の原則)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供する。

(事務所の所在地)

第 4 条 この法人の事務所を長野県上田市真田町長 6 4 3 0 番地 1 に置く。

第 2 章 評議員

(評議員の定数)

第 5 条 この法人に評議員 9 名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 6 条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選

任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員3名の合計5名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合は、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の2名以上が出席し、かつ、外部委員の2名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が50万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 予算及び計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

2 評議員会に議長を置く。議長はそのつど評議員の互選で定める。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名
- (2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長とする。

3 理事長、副理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行

する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐する。
- 4 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 5 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、退任した理事又は監事の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任免除)

第22条 理事、監事が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(職員)

第23条 この法人に職員を置く。

- 2 この法人の事務局長及びこの法人の設置運営する事業所の長他の重要な職員（以下

- 「事業所長」という。)は、理事会において選任及び解任する。
- 3 事務局長及び事業所長以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第24条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第25条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては、理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第26条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第27条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 運営協議会

(運営協議会の設置)

第29条 この法人に、運営協議会を置く。

(運営協議会の委員の定数)

第30条 運営協議会の委員は10名とする。

(運営協議会の委員の選任)

第31条 運営協議会の委員は、各号に掲げる者から理事長が選任する。

- (1) 地域の代表者
- (2) 利用者又は利用者の家族の代表者
- (3) その他理事長が適当と認める者

(運営協議会の委員の定数の変更)

第32条 法人が前々条に定める定数を変更しようとするときは、運営協議会の意見を聴

かなければならない。

(意見の聴取)

第33条 運営協議会は理事長が招集し、年1回以上開催し、法人運営に関する意見を聴取するものとする

第7章 会 員

(会員)

第34条 この法人に会員を置く。

- 2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のために必要な援助を行うものとする。
- 3 会員に関する規程は、別に定める。

第8章 委員会

(委員会)

第35条 この法人に法人運営委員会を置く。

- 2 法人運営委員会に関する規程は、別に定める。

第9章 顧 問

(顧問)

第36条 理事長は、この法人の趣旨に賛同する者の中から、理事会の同意を得て顧問を若干名委嘱することができる。

- 2 顧問は、理事長の諮問に応じ、理事会に助言を与えることができる。

第10章 資産及び会計

(資産の区分)

第37条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の3種類とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 長野県上田市真田町長6430番1・同6505番2・同6505番3番・同6505番1・同6502番3の計5筆8,449.6㎡のライフステージかりがねの敷地
- (2) 長野県上田市真田町長6430の1番地他1筆所在の
 - イ 鉄骨造かわら・亜鉛メッキ鋼板ぶき平屋建 校舎 381.01㎡
 - ロ 鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板ぶき平屋建 養護所 598.16㎡
 - ハ 鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板ぶき平屋建 事務所・養護所 1021.40㎡
 - ニ 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建 倉庫 62.70㎡

- | | | | |
|---|------------------|-----|---------|
| ホ | 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建 | 車庫 | 9.93㎡ |
| ヘ | 木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建 | 作業所 | 60.50㎡ |
| ト | 木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建 | 居宅 | 18.20㎡ |
| チ | 鉄骨造瓦葺平屋建 | 寄宿舎 | 160.55㎡ |
| リ | 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建 | 物置 | 28.23㎡ |
| ヌ | 木造瓦葺平屋建 | 養護所 | 126.69㎡ |
- (3) 長野県上田市真田町傍陽448番1・同459番3の計2筆614.84㎡のひなやまの家の敷地
- (4) 長野県上田市真田町傍陽448番1他1筆所在の
- | | | | | |
|---|-------------------|------|----|---------|
| イ | 鉄骨造ストレート葺2階建 | 居宅 | 1階 | 238.07㎡ |
| | | | 2階 | 94.89㎡ |
| ロ | コンクリートブロック造陸屋根平屋建 | ボイラ室 | | 10.58㎡ |
- (5) 長野県上田市真田町長字善慶2464番地1・同2464番地4の計2筆2609.35㎡の風の工房の敷地
- (6) 長野県上田市真田町長字善慶2464番地1所在の
- | | | | | |
|---|----------------|------|----|---------|
| イ | 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 | 共同住宅 | 1階 | 77.76㎡ |
| | | | 2階 | 66.60㎡ |
| ロ | 木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建 | 風呂 | | 8.84㎡ |
| ハ | 木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建 | 物置 | | 12.96㎡ |
| ニ | 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平屋建 | 作業所 | | 186.78㎡ |
| ホ | 木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 | 作業所 | | 59.62㎡ |
- (7) 長野県上田市上田原字谷口849番26・同849番27の計2筆163.79㎡のジョイの敷地
- (8) 長野県上田市上田原字谷口849番26他1筆所在の
- | | | | | |
|---|---------------|-----|----|--------|
| イ | 木造合金メッキ鋼板葺2階建 | 養護所 | 1階 | 63.30㎡ |
| | | | 2階 | 52.17㎡ |
- (9) 長野県上田市真田町本原531番地2地1所在の
- | | | | | |
|---|------------------|-----|--|---------|
| イ | 木・鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建 | 養護所 | | 223.14㎡ |
|---|------------------|-----|--|---------|
- (10) 長野県上田市真田町長6501番地1の430.00㎡のさなだの郷の敷地
- (11) 長野県上田市真田町長6501番地1所在の
- | | | | | |
|---|---------------|-----|--|---------|
| イ | 木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建 | 養護所 | | 202.47㎡ |
|---|---------------|-----|--|---------|
- (12) 長野県上田市真田町傍陽字別当8551番2・同8550番1・同8550番4同8545番7の計4筆811.52㎡のOIDEYOハウスの敷地
- (13) 長野県上田市真田町傍陽字別当8551番2他3筆所在の
- | | | | | |
|---|----------------|-----|--|---------|
| イ | 木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建 | 養護所 | | 282.11㎡ |
| ロ | 木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建 | 物置 | | 16.38㎡ |
| ハ | 木造合金メッキ鋼板ぶき平屋建 | 作業所 | | 77.01㎡ |
- (14) 長野県上田市真田町長6508番1他1筆所在の
- | | | | | |
|---|---------|-----|--|---------|
| イ | 木造瓦葺平屋建 | 養護所 | | 246.89㎡ |
|---|---------|-----|--|---------|
- (15) 長野県上田市真田町傍陽字宮原458番6の330.78㎡のうららの

敷地

- (16) 長野県上田市真田町傍陽字宮原458番6所在の
イ 木造かわらぶき平屋建 養護所 148.22㎡
- (17) 長野県上田市真田町傍陽字宮原458番4の297.49㎡のここねの敷地
- (18) 長野県上田市真田町傍陽字宮原458番4所在の
イ 木造かわらぶき平屋建 養護所 136.63㎡
- (19) 長野県上田市殿城字上組4129番1の322.17㎡のわわの敷地
- (20) 長野県上田市殿城字上組4129番1所在の
イ 木造かわらぶき2階建 養護所 1階 101.78㎡
2階 63.43㎡
- (21) 長野県上田市真田町傍陽字宮原459番4の313, 61㎡の尾澤ハイツの敷地
- (22) 長野県上田市真田町傍陽字宮原459番4所在の
イ 木造瓦葺2階建 居宅 1階 113.42㎡
2階 78.75㎡
- (23) 長野県上田市真田町長字蓮台7166番8の840㎡のミライエの敷地
- (24) 長野県上田市真田町長字蓮台7166番8所在の
イ 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 事務所 1階 233.63㎡
2階 83.16㎡
- (25) 長野県上田市真田町長字木留場6505番地1、6502番地3、上田市真田町長字御料6430番地1所在の
イ 木造かわらぶき平屋建 養護所 134.56㎡
- 3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第44条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄付された金品は、速やかに第2項に掲げるために必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第38条 基本財産を処分し、または担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、上田市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には上田市長の承認は必要としない。

- 1 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 2 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて保管する。

(事業計画及び収支予算)

第40条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の付属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第42条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第43条 この法人の会計に関しては、法令及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第44条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第 1 1 章 公益を目的とする事業

(種別)

第 45 条 この法人は、社会福祉法第 2 6 条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 障害者就業・生活支援センター事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

第 1 2 章 解散

(解散)

第 46 条 この法人は、社会福祉法第 4 6 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 47 条 解散（合併または破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第 1 3 章 定款の変更

(定款の変更)

第 48 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、上田市長の認可（社会福祉法第 4 5 条の 3 6 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を上田市長に届けなければならない。

第 1 4 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 49 条 この法人の公告は、社会福祉法人かりがね福祉会の掲示板に掲示するとともに、かりがね福祉会ホームページ、機関紙に掲載して行う。

(施行細則)

第 50 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

不才貝リ

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	小山喜太郎
副理事長	宮島貫五
理事	成沢守雄
〃	小笠原光三
〃	池田英子
〃	柳沢波津子
〃	金子 一
〃	玉井憲定
〃	津村一道
〃	青木勇治郎
〃	渋沢精治郎
〃	田中 晋
〃	岩見太市
監事	田中 功
〃	坂口泰司